



平成30年度 上島町立保育所継続手続き および入所申込みのご案内

平成30年度の保育所の継続手続きおよび入所申込みの受付を次のとおり行いますので、平成30年4月1日より保育所の継続および入所を希望される方は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、下記要領でお申込みください。

●申込期間

12月1日(金)～14日(木)

8時30分～17時15分 ※土日祝日除く。

●対象年齢 6ヶ月～就学前

●申込場所 上島町役場各総合支所住民課もしくは保育所

●必要書類

①支給認定申請書兼入所(園)申込書

②家庭において児童を保育することができないことを証明する書類

(雇用証明書、就労状況確認書等)

※保育必要量：標準時間(1ヶ月就労時間120時間以上)に認定された場合は、どちらか選択できますが、短時間(1ヶ月就労時間64時間以上120時間未満)に認定された場合は、短時間しか選択できません。

③平成29年度所得課税証明書

(平成29年1月1日時点で保護者の住所が上島町にない場合)

④印鑑 ※継続の方は書類を保育所より配布いたします。

※新規の方は、①②の用紙を各総合支所住民課に取りに来てください。

保育所入所基準

児童と同居の保護者が昼間家庭で保育ができない次のいずれかの場合

- 1** 労働 保護者が家庭外または家庭内で児童と離れ仕事をしており、児童の保育ができない場合 ※就労時間64時間以上
- 2** 妊娠・出産 保護者が妊娠中または出産後間もなく、児童の保育ができない場合
- 3** 疾病・障害等 保護者が疾病にかかるか、もしくは負傷している、または身体あるいは精神に障がいがあり、児童の保育ができない場合
- 4** 病人の看護等 家庭に長期にわたる病人・心身に障がいのある人がいるため、保護者がいつもその看護にあたっており、児童の保育ができない場合
- 5** 家庭の災害 火災・風水害・地震等の災害復旧の間、児童の保育ができない場合
- 6** 求職活動 保護者が継続的に求職活動をしており、児童の保育ができない場合
- 7** 就学 保護者が就学しており、児童の保育ができない場合
- 8** 社会的擁護 児童虐待又は配偶者からの暴力等により、児童の保育ができない場合
- 9** 育児休業 育児休業をする際に、既に入所している児童がおり、児童の発達環境変化上、引き続き利用する必要がある場合

●問い合わせ 弓削住民課☎77-2503 生名住民課☎76-3000
岩城住民課☎75-2500 魚島住民福祉課☎78-0011